

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要領

平成28年4月11日	国総支第3号 国鉄都第6号-2 国鉄事第10号 国自旅第6号 国海内第3号 観観産第2号 観参第7号
平成28年6月10日	国総支第24号 国総物第17号 国鉄総第49号 国鉄都第37号 国鉄事第71号 国自旅第48号 国海内第28号 国港産第27号 国空ネ企第33号 国空事第1088号 観参第50号
平成28年11月28日	国総支第44号 国総物第65号 国鉄総第185号 国鉄都第74号 国鉄事第199号 国自旅第209号 国海内第108号 国港総第303号 国空ネ企第123号 国空事第4464号 観参第187号
平成29年3月15日	国総支第62号 国総物第102号 国鉄総第297号 国鉄都第133号 国鉄事第320号 国自旅第377号 国海内第172号 国港総第492号 国空ネ企第170号 国空事第7253号 国空環第79号 観参第267号
平成30年3月28日	国総支第64号 国総物第145号 国鉄総第327号

	国鉄都第179号
	国鉄事第258号
	国自旅第296号
	国海内第189号
	国港総第599号
	国空事第1074号
	国空業第167号
	観観産第831号
	観参第296号
平成30年10月4日	国鉄総第202号
	国自旅第160号
	国海内第67号
	国港総第345号
	国空事第828号
	国官参空第24号
	観参第271号
平成31年2月19日	国総支第44号
	国鉄総第345号
	国自旅第231号
	国海内第208号
	国空事第1483号
	国官参空第64号
	観観産第642号
	観参第604号
平成31年4月26日	国総支第16号
	国総物第15号
	国鉄総第47号
	国鉄都第42号
	国鉄事第45号
	国自旅第33号
	国海内第24号
	国港総第63号
	国空事第141号
	国官参空第13号
	観観産第23号
	観参第107号
令和元年6月25日	観参第287号
令和2年2月13日	観観産第747号
	観参第1013号
令和2年3月30日	国総地第72号
	国総物第695号
	国鉄総第475号
	国鉄都第231号
	国鉄事第436号
	国自旅第318号
	国海内第123号
	国港総第692号

	国官参空第103号
	観観産第929号
	観参第1211号
令和2年4月7日	国総地第4号
	国鉄総第3号
	国鉄都第17号
	国鉄事第5号
	国自旅第2号
	国海内第3号
	国海外第2号
	国港総第6号
	国官参空第2号
	観観産第3号
	観参第5号
令和2年7月3日	国総地第39号
	国総モ第20号
	国鉄都第55号
	国鉄事第105号
	国自旅第85号
	国海内第31号
	国海外第72号
	国官参空第47号
	観観産第232号
	観参第355号
令和2年11月5日	国総地第79号
	国総モ第76号
	国鉄総第273号
	国鉄都第122号
	国鉄事第314号
	国自旅第266号
	国海内第175号
	国海外第181号
	国港総第404号
	国空総第669号
	観観産第1325号
	観参第782号
令和3年3月2日	国総地第101号
	国鉄総第399号
	国鉄都第188号
	国鉄事第671号
	国自旅第428号
	国海内第211号
	国海外第285号
	国港総第624号
	国空総第1055号
	観観産第1866号

令和3年3月30日 観参第1128号
国総地第117号
国鉄総第473号
国鉄都第274号
国鉄事第836号
国自旅第493号
国海内第230号
国海外第316号
国港総第770号
国空総第1171号
観産第2046号
観参第1271号

この実施要領は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（令和2年11月5日国総地第78号、国総モ第74号、国鉄総第272号、国鉄都第121号、国鉄事第313号、国自旅第265号、国海内第174号、国海外第180号、国港総第668号、国空総第669号、観産第1324号、観参第781号。以下「交付要綱」という。）のほか、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の交付等訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の実施に当たって必要な事項を定める。

※本資料は、地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業の抜粋版となります。

III. 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

1. 共通事項

①事業実施について

訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

②軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第87条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第4-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

③立地要件

訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域であって、以下のいずれかの地域の市区町村に立地するもの。なお、「観光拠点情報・交流施設の整備・改良」、「観光案内所の整備・改良」、「観光スポットにおける段差の解消」、「公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上」、「非接触式キャッシュレス決済環境の整備」、「混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示」については観光振興事業費補助金交付要綱第2条二に基づく指定市区町村は除くものとする。

- ・地域観光資源の多言語解説整備支援事業対象地域
- ・最先端観光コンテンツインキュベーター事業実施地域
- ・SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)
- ・食・駆けるプロジェクト実施地域
- ・「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域(日本遺産を有する又は2021年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2021年までの策定を目指す地域等)
- ・国立公園関係地域
- ・先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業実施地域
- ・重要伝統的建造物群保存地域が所在する地域
- ・Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業実施地域
- ・2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会競技会場立地都市、ホストタウン、復興「ありがとう」ホストタウン、共生社会ホストタウン
- ・優れた着地型整備等の取り組みが行われ、顕著な実績があがっている地域※
※外部有識者の意見を聞いた上で確認を取る。
- ・エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定地域
- ・国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業支援対象地域
- ・文化クラスター形成支援事業対象地域
- ・夜間・早朝の活用による新たな時間市場の創出事業対象地域
- ・観光圏整備実施計画認定地域

※なお、立地要件を満たしている以下の自治体等について優先的に採択します。

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく取り組みを重点施策とし、地域計画又は拠点計画が認定された地域。

④補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東急電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

⑤補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕のみに要する経費

⑥多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

また、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

⑦無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、シンボルマークの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2)

- 1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式
- 2) SNSアカウントを利用した認証方式
- 3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)

(※1) 利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

(※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
- ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

(※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメー

ル受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的で Wi-Fi を設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

⑧トイレ施設内や入口ドア等における表示について

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして JIS Z 8210 に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

2. 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

①基本的な考え方

主要な観光地における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、訪日外国人旅行者を含む旅行者が随時かつ快適に利用できる施設を対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するものを除くものとする。

②機能面の要件

以下の 1) 又は 1) 及び 2) の全てを含む施設であること。

- 1) 地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人旅行者を含む旅行者に対して提供するもの。(観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。)
- 2) 上記に付帯して整備される、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対して観光サービスを提供する交流の場。(訪日外国人旅行者を含む旅行者の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等が設けられていること。原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は対象外。)

(対象外の施設)

- ・ 訪日外国人旅行者の利用を想定していない施設
- ・ 観光拠点に関する情報提供や訪日外国人旅行者を含む旅行者に対する観光サービスの提供を主たる目的としたものではなく、公共空間としての趣旨になじまない施設（商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するもの）
- ・ 地元物産等の販売を主目的とする施設

③補助対象経費

1) 先進機能の整備

- ・ VR (Virtual Reality 仮想現実) 機器

観光拠点に関する疑似体験ができる機器（コンテンツ作成を含む）を整備するもの。

- ・ デジタルサイネージ

観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの（コンテンツ作成を含む）。

- ・ 多言語案内・翻訳用タブレット端末

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

- ・ 多言語案内・翻訳システム機器

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

2) 無料公衆無線 LAN 環境の整備

本事業の対象となる無料公衆無線 LAN 環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無

線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))で観光拠点情報・交流施設において実施するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

・案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点情報・交流施設の場所を案内することを目的に設置するもの。

・掲示物

観光拠点の歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・ホームページ

観光拠点情報・交流施設の設置主体が所有するホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・案内放送

4) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

観光拠点情報・交流施設の新築・改良に係る設計・施工、観光拠点情報・交流施設の整備・改良に附随して行う洋式トイレの整備及び機能向上等に要するもの。

5) その他

3. 外国人観光案内所の整備・改良

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月改訂)に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーI以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ただし、カテゴリーIに認定されている又は認定の見込みのある外国人観光案内所の補助対象経費は、1)のうち多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器並びに2)及び5)に要する経費に限る。なお、カテゴリーII以上に認定されている又は認定の見込みがある外国人観光案内所は、1)から6)までに要する全ての経費を対象とする。

また、補助対象事業が広告等により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理程度であることとする。

1) 先進機能の整備

・VR(Virtual Reality 仮想現実)機器

観光地の疑似体験ができる機器(コンテンツ作成を含む)を整備するもの。

・デジタルサイネージ

観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するもの(コンテンツ作成を含む)。

・多言語案内・翻訳用タブレット端末

観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

・多言語案内・翻訳システム機器

観光案内業務において、案内所スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))で外国人観光案内所において実施するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

・案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置するもの。

・掲示物

観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするもの。

・ホームページ

観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

・案内放送

4) 外国人観光案内所の整備・改良

観光案内所の新築・改良に係る設計・施工、観光案内所の整備・改良に附随して行う洋式トイレの整備及び機能向上に要するもの。

5) スタッフ研修

多言語研修、接客研修、視察研修、災害対応訓練研修で、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費、研修委託料。

6) その他

4. 観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、災害等の発生時(予見される災害の発生に備えるために公共交通機関が通常と異なる運行を行う場合を含む。以下同じ。)における訪日外国人旅行者の受入れに関する以下の要件を満たす外国人観光案内所であって、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月改訂)に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間に、日本政府観光局によりカテゴリーI以上に認定をされている又は認定の見込みがあるものとする。

1) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。

2) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や外国人観光案内所が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。

3) 1)又は2)の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。

4) 訪日外国人旅行者の求めに応じて、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、訪日外国人旅行者が所有する情報端末への充電を行うために電源供給機器を使用させること。

5) 災害等の発生時において、英語のほか、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、その他の外国語による対応も可能であること。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 非常用電源装置

「①基本的な考え方」に示した訪日外国人旅行者の業務を実施するために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

2) 情報端末への電源供給機器

災害等の発生時において訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

3) その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附随するもの。

③情報端末への電源供給機器が利用可能である旨の情報発信

本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人旅行者に対して、インターネットの利用、外国人観光案内所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

5. 観光スポットの段差の解消

①基本的な考え方

高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）である訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光地における代表的な観光スポット（同法又は地方自治体の条例等により整備が義務付けられている施設を除く。）における段差の解消を支援するものである。

②補助対象要件

1) 観光スポットについて

・「①基本的な考え方」に掲げる観光スポットであること。ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する施設を除く。

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される観光施設等をいう。

・地形その他の自然的条件及び訪日外国人旅行者の評価、入込客数その他の社会的条件並びに周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用の状況及び移動等円滑化の状況を勘案して、当該観光スポットにおいて段差の解消を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

2) 段差の解消について

・ 1) の観光スポットに来訪する訪日外国人旅行者の大多数が通常利用する経路（以下「特定経路」という。）において行われるものであること。

・ 特定経路において、当該観光スポットの職員による介助、誘導その他の支援のみによっては、高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者の周遊上の利便性や安全性が十分に確保されないと認められるものであること。

・ エレベーターやスロープ等は、高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者が円滑に利用できるものであること。

・ 訪日外国人旅行者に対して分かりやすく所在を示すものとし、以下の I) 及び II) のいずれも満たすものであること。なお、本補助事業の申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすこととする。

I) エレベーターやスロープ等の所在をこれらの周囲や外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。

II) エレベーターやスロープ等の所在を地域で作成している多言語の散策マップや WEB 等で発

信しているか、又はその計画があること。

③補助対象経費

段差の解消（エレベーター、スロープ等）の設置等に要する経費として、以下のものを対象とする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費や、外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない経費は補助対象としない。

1) 工事費

機器の購入及び工事（解体工事を含む。）に要する経費。

2) 附帯工事費

エレベーターやスロープ等の設置等に伴う通路、階段等の新設、移設及び改築等に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

3) 事務費

工事及び附帯工事に要する設計費及び工事監理費とする。

6. 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

①基本的な考え方

訪日外国人旅行者を含む旅行者が現に多く利用している、もしくは今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所に所在するトイレは除くものとする。

②立地要件（地域内）

上記「1. 共通事項 ③立地要件」の地域内における、以下のⅠ）、Ⅱ）又はⅢ）のいずれかの範囲に所在するものとする。

Ⅰ）「観光スポット」内

Ⅱ）「観光スポット」の周囲

Ⅲ）「観光スポット」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「観光スポット」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア）

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等をいう。

（対象外の公衆トイレ）

・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲に所在しない公衆トイレ

・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲でも地域住民の利用が主たる公衆トイレ

③立地要件（情報発信）

本補助事業の対象となる公衆トイレは訪日外国人旅行者に対して分かりやすくトイレの所在を示すものとし、以下のⅠ）及びⅡ）の全てを満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

Ⅰ）対象となる公衆トイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はビクトサインにより表示している。

Ⅱ）対象となる公衆トイレの所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

※観光スポット周辺の広く無料で開放しているトイレについて、その所在を一体的に発信していること。

④補助対象経費

次に掲げる1)又は1)及び2)を実施する場合、整備に係る設計、機器購入及び工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具、電気設備等及び工事管理等）に要する経費を補助対象とする。

1) 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の交換（温水洗浄便座の新設又は便器の高機能化を伴う洋式便器の交換）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）
- ・清潔機能向上整備

※ 清潔機能向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面（建具を含む。）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備を示す。

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

2) 追加整備項目

追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目にかかる設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座、暖房便座
- ・ハンドドライヤー
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・多様な身体状況や家族構成に対応するための設備
- ・掃除流し
- ・その他、明確な機能向上を伴う整備

3) 補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管及び浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

7.非接触式キャッシュレス決済環境の整備

①基本的な考え方

観光地における飲食店や小売店をはじめとする店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、また、観光地における感染症の拡大防止を目的とした取組を推進することで訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行で

きる環境を整備するため、非接触式キャッシュレス決済環境の整備を支援するものである。

②補助対象要件

本補助事業の対象は、訪日外国人を含む旅行者が現に多く来訪している、もしくは今後多く来訪することが想定される店舗・事業所等において整備されるものとする。

③立地要件（地域内）

上記「1. 共通事項 ③立地要件」の地域内における、以下のⅠ）、Ⅱ）又はⅢ）のいずれかの範囲に所在するものとする。

Ⅰ）「観光スポット」内

Ⅱ）「観光スポット」の周囲

Ⅲ）「観光スポット」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「観光スポット」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア）

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等をいう。

（対象外の店舗・事業所等）

・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲に所在しない店舗・事業所等

・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲でも地域住民の利用が主たる店舗・事業所等

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 機器購入費

非接触式キャッシュレス決済環境の整備のための機器の購入に要する経費。

2) 機器設置費

非接触式キャッシュレス決済環境の整備のための機器の設置に直接要する経費。

3) ソフトウェア購入費

非接触式キャッシュレス決済環境の整備のためのソフトウェアの購入に要する経費。

⑤LAN環境の整備について

本事業の対象となるLAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る経費）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。））で、非接触式キャッシュレス決済環境の利用のために整備するものに限り対象とする。

⑥補助対象外経費

通信費等の当該LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

⑦交付要綱別表4で規定する観光まちづくりに取り組む団体について

交付要綱別表4で規定する観光まちづくりに取り組む団体は、以下の事項を規約等で定める団体をいう。

1) 目的

2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

3) 意思決定方法

4) 解散した場合の地位の承継者

5) 事務処理及び会計処理の方法

- 6) 会計及び監査の方法
- 7) その他運営に関して必要な事項

8. 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示

①基本的な考え方

二次交通拠点から観光の目的地となり得る施設（観光施設に付随する施設を含む）に至るまでの経路上において、人の混雑が緩和している時間帯の観光や周辺エリアへの回遊を促し、訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、面的な混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示の整備を対象とする。なお、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②機能面の要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が快適に観光地を周遊することができるよう人の混雑状況を把握する機器等及び混雑状況を観光客に示す機器等を設置することにより、全体として、以下の要件を満たすものを対象とする。

- 1) 混雑状況を把握する機器等は、二次交通拠点から観光の目的地となり得る施設（観光施設に付随する施設を含む）に至るまでの経路上において、複数箇所以上とすること。
- 2) 1) において把握した混雑状況について、多言語で発信を行い、訪日外国人を含む旅行者が容易に情報を取得できる体制を整える。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 1) 機器購入・設置費
混雑状況の把握に要する機器および混雑状況を観光客に示すために要する機器等の購入・設置に要する経費。
- 2) 附帯工事費
 - 1) の機器等の設置に直接要する経費。
- 3) 事務費
 - 1) および2) に要する設計費及び工事管理費。
- 4) システム開発
混雑状況の把握及び混雑状況を観光客に示すためのシステムの開発費用。
- 5) その他
混雑状況の把握に要する機器及び混雑状況を観光客に示すために要する機器の整備に附随するもの。

④補助対象外経費

飲食店、小売店、宿泊施設、地域住民の利用が主たる施設等における整備は対象としない。故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象外とする。また、ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費は対象としない。

9 観光施設等における感染症対策機器の整備

①基本的な考え方

観光地における感染症の拡大防止を目的とした取組を推進することで訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光施設等における感染症対策機器の整備を支援するものである。

②補助対象要件

- 1) 観光施設等について

感染症対策機器の整備の対象となる観光施設とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される以下の施設とする。

- ・ 由緒があり建築的に優れている、文化財を所蔵・附帯している、又は境内（庭園を含む）が優れている神社、寺院、又は教会。
- ・ 古代から近世に至る軍事や行政府等としての目的で建造された城跡、城郭、又は宮殿。
- ・ 鑑賞や散策などのために造成された庭園又は公園。
- ・ 動植物を飼育し展示している動植物園又は水族館。
- ・ 歴史的資料、科学的資料、又は美術作品を展示している博物館又は美術館。
- ・ 特徴的な概念（テーマ）を表現し、体験するために作られたテーマ公園又はテーマ施設。
- ・ 「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーⅠ以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所。
- ・ 国土交通省により登録されている「道の駅」。
- ・ 上記以外の施設で観光の目的地となり得る施設。

2) 感染症対策について

- ・ 1) の観光施設等に来訪する訪日外国人旅行者の大多数が通常利用する経路（以下「特定経路」という。）において行われるものであること。
- ・ 補助対象事業者は、感染症対策機器等の整備の対象となる観光施設等において、感染症予防に必要な措置を講じさせること。

③補助対象経費

感染症対策機器の整備に要する経費として、以下のものを対象とする。ただし、設置にあたり建物の資産価値が変動する工事を伴うもの、使用可能期間が1年未満のもの並びに消耗品は除くものとする。

1) 機器購入費

感染症対策のために観光施設等に設置する機器の購入に要する経費。

2) 附帯工事費

感染症対策のための機器の設置に直接要する経費。

3) 事務費

附帯工事に要する設計費及び工事監理費。

IV. 事業評価について

1. 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

交通サービスインバウンド対応支援事業及び地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業については、毎年度、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、交付要綱に規定する完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

②二次評価

1) 実施対象

交通サービスインバウンド対応支援事業及び地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業については、地方運輸局等が自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

2) 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、そ

の結果を踏まえて評価を実施することとする。

なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

地方運輸局等は、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

2. その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。